



埼玉・千葉・東京・神奈川
労働局発表
平成26年1月24日

照 会 先	統括照会先
	東京労働局労働基準部監督課長 岡田 直樹 TEL：03 - 3512 - 1612
	埼玉労働局労働基準部監督課長 友住 弘一郎 TEL：048 - 600 - 6204
	千葉労働局労働基準部監督課長 水島 康雄 TEL：043 - 221 - 2304
	神奈川労働局労働基準部監督課長 池内 伸好 TEL：045 - 211 - 7351

首都圏4労働局が合同で697箇所の建設現場を一斉監督 ～「Safe Work」をキャッチフレーズに取組を展開中～

埼玉労働局（局長：代田 雅彦）、千葉労働局（局長：山本 靖彦）、東京労働局（局長：伊岐 典子）、神奈川労働局（局長：久保村 日出男）の首都圏4労働局（以下、4局）では、平成25年度を初年度とする「第12次労働災害防止計画（5か年計画）」に基づく取組を強力に推進すべく、合同で「Safe Work」をキャッチフレーズとして掲げ、官民一体となった取組を展開しています（平成25年8月30日報道発表のとおり）。

これは、我が国における労働災害（休業4日以上死傷災害）が平成22年以降3年連続で増加するという憂慮すべき状況の下、平成24年の4局管内の被災者数は27,296人と前年より784人増となっており、この増加数が全国での増加数の約半数を占めていることから、4局合同での労働災害防止の取組が特に必要不可欠と捉えて進めているものです。

今般、この取組のひとつとして、全産業中死亡者数が最も多い建設業の労働災害防止を図るべく、4局合同で建設現場一斉監督を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

<首都圏4労働局合同建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要>

1. 対象 埼玉・千葉・東京・神奈川労働局管内の建設工事現場 697現場
2. 期間 平成25年12月
3. 実施結果 詳細は、別紙1参照
 - ・監督実施697現場のうち半数以上（384現場、55.1%）に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
 - ・元請事業者の安全衛生管理面に関する法違反が247現場（35.4%）および重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が246現場（35.3%）で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

これらの事項の違反現場数は、4局いずれにおいても、ワースト1・2に入っている。

【今後の方針】

4局としては、今回の一斉監督指導の結果を踏まえ、来年度においても引き続き官民一体となった労働災害防止の取組を強化していきます。

なお、キャッチフレーズとしている「Safe Work」については、4局それぞれにてロゴマークを制定しています（本紙左上部参照）。このロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」等を目的とする場合には自由に活用できるものとしております。

1 違反状況

(1) 697 現場の 55.1% に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 697 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 384 現場（55.1%）であった。〈表 1〉

〈表 1〉 現場の種類別 違反状況

工事種別		監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 対(A)	うち作業停止 等命令現場数 (C)	違反率 対(B)
埼玉	建築	95	54	56.8%	13	24.1%
	土木	15	5	33.3%	0	0.0%
	解体	3	1	33.3%	1	100.0%
	その他	3	0	0.0%		
計		116	60	51.7%	14	23.3%
千葉	建築	71	50	70.4%	21	42.0%
	土木	12	7	58.3%	0	0.0%
	解体	0				
	その他	0				
計		83	57	68.7%	21	36.8%
東京	建築	265	161	60.8%	39	24.2%
	土木	13	5	38.5%	2	40.0%
	解体	11	2	18.2%	0	0.0%
	その他	2	0	0.0%		
計		291	168	57.7%	41	24.4%
神奈川	建築	142	72	50.7%	12	16.7%
	土木	23	10	43.5%	0	0.0%
	解体	20	8	40.0%	0	0.0%
	その他	22	9	40.9%	0	0.0%
計		207	99	47.8%	12	12.1%
合計	建築	573	337	58.8%	85	25.2%
	土木	63	27	42.9%	2	7.4%
	解体	34	11	32.4%	1	9.1%
	その他	27	9	33.3%	0	0.0%
計		697	384	55.1%	88	22.9%

主な違反事項として

元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 247 現場
足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 246 現場
で認められた。〈表 2〉

なお、同事項に関する違反現場数については、埼玉・千葉・東京・神奈川いずれの労働局においても、ワースト 1・2 に入っている（4 局の違反率平均： 35.4% 35.3%）。

（注 1）「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

<表2> 違反事項別 状況

違反事項類型	埼玉	千葉	東京	神奈川	違反現場 数総計	違反率 (対697)	主な内容
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	30	36	105	76	247	35.4%	・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29、29の2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	40	46	106	54	246	35.3%	・足場等の作業床未設置、手すり等無し(安衛則518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し(安衛則519、653) ・高所作業箇所で安全帯取付け設備無し(安衛則521)
【労働衛生関連】 ・アーク溶接やはつり作業等における粉じんばく露防止関係 ・酸欠作業・CO発生機械 ・有機溶剤作業	6	11	17	6	40	5.7%	・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則27) ・有機溶剤を使用した作業等における有効な送気マスク・有機ガス用防毒マスクの不使用(有機則33)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	2	7	14	14	37	5.3%	・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない(安衛則240) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則245)
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	4	1	4	7	16	2.3%	・丸のこ盤に刮刃等の反ばつ予防装置が設けられていない(安衛則122) ・丸のこ盤に歯の接触予防装置が設けられていない(安衛則123)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	2	2	5	5	14	2.0%	・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則155) ・建設機械を運転する資格をもたない者が運転(安衛令20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則158)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	3	1	3	5	12	1.7%	・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則78) ・厚生労働大臣の定める基準に適合していない移動式クレーンの使用(クレーン則64) ・移動式クレーンの作業方法等の決定なし(クレーン則66の2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則639)

安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則、令は労働安全衛生法施行令、クレーン則はクレーン等安全規則の略

(2) 88 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 88 現場（法令違反が認められた現場の 22.9%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。 <表1>

【東京労働局管内】墜落・転落防止を重点に 291 箇所の建設現場を一斉監督 ～うち半数以上に労働安全衛生法違反あり～

東京労働局（局長 伊岐 典子）管内における建設業での休業 4 日以上¹の死傷災害件数は、平成 25 年 1 年間で 1,330 件（平成 25 年速報値。平成 24 年速報値 1,273 件。）となっており、前年比で 4.5%増加しました。建設業における死亡災害は 25 件（同速報値）と前年同期 24 件に対し 1 件増となっており、全産業の死亡災害（同速報値で 47 件）に占める割合は 53.2%と高水準であり、全産業で最も高い数値となっています。

このような状況を踏まえ、首都圏 4 労働局合同の労働災害防止の取組の一環として、東京労働局管下 18 労働基準監督署・支署において、東京都内の建設現場に対して、次のとおり一斉に臨検監督を実施しました。

< 建設現場一斉監督 東京労働局管内監督指導実施結果 概要 >

1. 対 象 都内の建設工事現場 291 現場
2. 期 間 平成 25 年 12 月 2 日から 12 月 13 日
3. 実施結果 詳細は、別紙 2 参照

- ・監督実施 291 現場のうち半数以上（168 現場、57.7%）に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
- ・特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が 3 割を超える現場（106 現場、36.4%）で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

【今後の方針】

東京労働局としては、今回の一斉監督指導において労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針です。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、さらには、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしています（参考：「平成 25 年 7 月から 12 月までの送検事例」）。

東京労働局では、本年度より「第 12 次東京労働局労働災害防止計画」を定め、「Safe Work Tokyo」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け、官民一体となった取組を推進してきたところです。特に建設業においては、死亡災害をはじめとする重篤度が高い労働災害の減少に向け、建設業関係団体等との緊密な連携の下、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進してきており、来年度においても引き続きこの取組を進めていきます。



1 違反状況（東京労働局管内）

(1) 291 現場の 57.7% に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 291 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 168 現場（57.7%）であった。＜表 3＞

＜表 3＞ 現場の種類別 違反状況（東京労働局管内）

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数	265	13	2	11	291
法令違反現場数	161	5	0	2	168
(違反率)	60.8%	38.5%	0.0%	18.2%	57.7%
作業停止等命令現場数	39	2	0	0	41
(違反率) 法令違反現場数に対する割合	24.2%	40.0%	0.0%	0.0%	24.4%

主な違反事項として

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 106 現場
元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 105 現場

で認められた。＜表 4＞

なお、足場の作業床又は作業構台からの墜落・転落災害防止に関する違反現場のうち、81 現場においては、そもそも足場等に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、23 現場においては、従来の手すりに加え平成 21 年 6 月 1 日の労働安全衛生規則改正により新たに義務づけされた中さん又は下さん等が設置されていない。

＜表 4＞ 違反事項別 状況（東京労働局管内）

違反事項	違反現場数 (割合・対・全291現場)	主な内容
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	106 (36.4%) うち足場に手すり等の措置がなかった現場数 …81現場 うち下さん・中さんがなかった現場数 …23現場	・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則519、653) ・高所作業箇所で安全带取付け設備無し (安衛則521)
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	105 (36.1%)	・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29、29の2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31)
【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等における粉じんばく露防止関係	15 (5.2%)	・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則27)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	14 (4.8%)	・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない (安衛則240) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則245)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	5 (1.7%)	・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則155) ・建設機械を運転する資格をもたない者が運転(安衛令20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則158)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	3 (1.0%)	・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則78) ・厚生労働大臣の定める基準に適合していない移動式クレーンの使用(クレーン則64) ・移動式クレーンの作業方法等の決定なし(クレーン則66の2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則639)

安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則、令は労働安全衛生法施行令、クレーン則はクレーン等安全規則の略

(注 1)「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

(2) 41 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 41 現場（法令違反が認められた現場の 24.4%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。〈表 3〉

2 リスクアセスメント等の取組状況（東京労働局管内）

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等（注 2）の取組状況は、

実施している現場 258 現場（88.7%）

実施していない現場 33 現場（11.3%）

であった。

(注 2)リスクアセスメント等とは、以下の手順で実施する労働災害防止対策であり、危険の度合(リスク)に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

<リスクアセスメント等の仕組み概要>

現場において事前に危険な箇所や作業の洗い出しを行う。

各危険箇所等について、危険の度合い(リスク)を見積もり、措置を講ずる優先度を決定する。

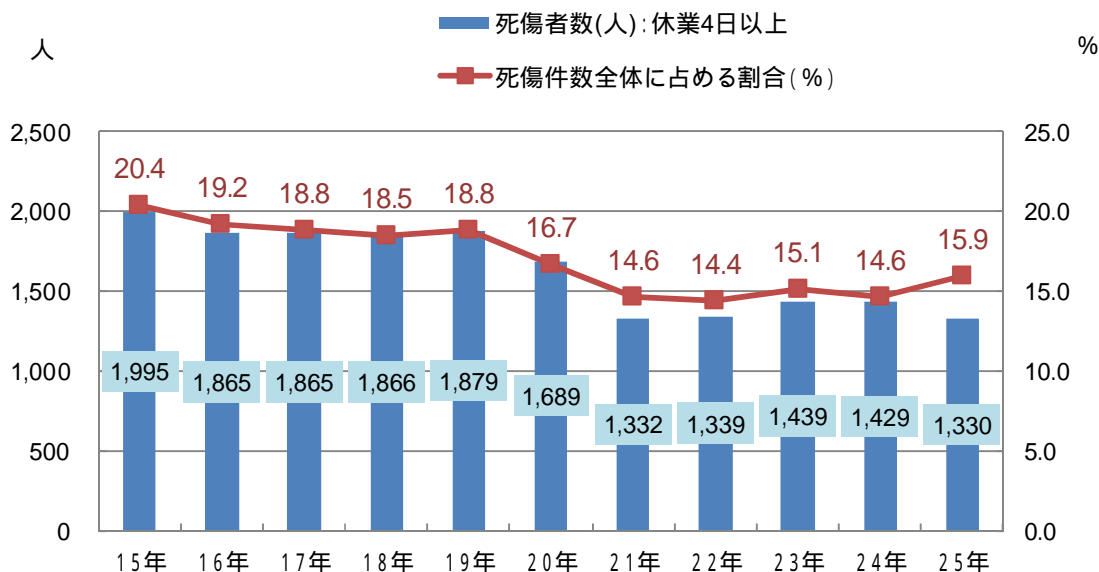
優先度に応じたリスクの除去・低減措置を検討し、措置を講じた後のリスクを評価する。

改善計画を策定し、計画に基づく措置を実施する。

講じた措置の有効性・効果を確認するとともに、残ったリスクを明確にする。 に戻る

〔参考〕

建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都）

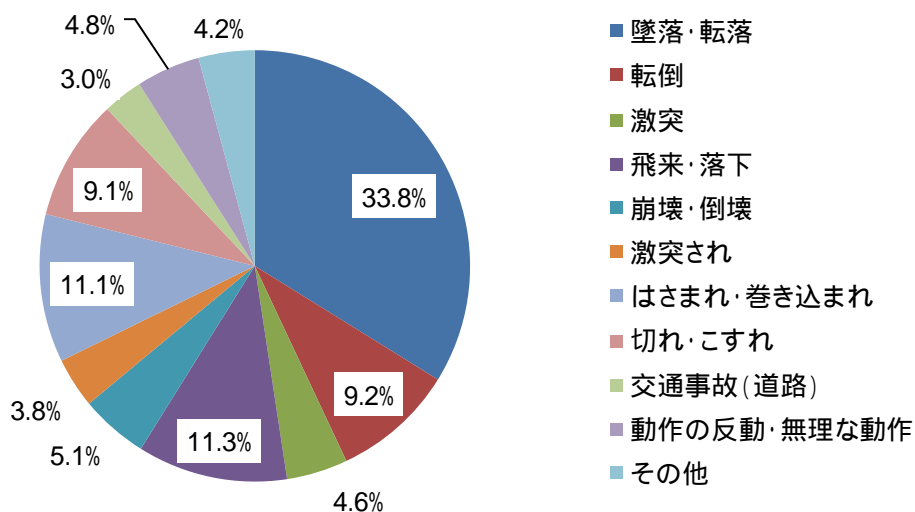


平成 21 年以降の建設業における墜落・転落災害の推移（東京都）

	21年	22年	23年	24年	25年 (速報値)
死傷災害	1,332	1,339	1,439	1,429	1,330
うち墜落・転落 (割合・%)	458 (34.4%)	465 (34.7%)	484 (33.6%)	518 (36.2%)	450 (33.8%)
死亡災害	20	25	26	26	25
うち墜落・転落 (割合・%)	10 (50.0%)	14 (56.0%)	11 (42.3%)	16 (61.5%)	10 (40.0%)

平成 25 年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（東京都）

死傷者合計 1,330 人(平成 25 年速報値)



～平成25年7月から12月までの送検事例(東京労働局管内)～

【事例1】

鉄道高架橋の防風柵工事現場の墜落死亡災害で書類送検

亀戸労働基準監督署は、建設工事業者及び工事部長を労働安全衛生法違反の疑いで、平成25年9月30日、東京地方検察庁へ書類送検した。

< 事件の概要 >

平成24年4月16日、東京都江東区内の京葉線高架橋の防風柵新設工事現場において、建設工事業者の労働者(当時19歳)が、つり足場の組み立て作業中に足場から約13メートル下の運河上に墜落、同日死亡した。

捜査の結果、労働者につり足場の組立て作業を行わせる場合は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中から足場の組立て等作業主任者を選任し、作業主任者に作業の進行状況及び保護帽と安全帯の使用状況を監視させなくてはならないところ、被疑者は、選任した作業主任者が当該現場に不在であり作業の進行状況と安全帯の使用状況を監視していないことを知りながら、被災労働者らに作業をさせていたことが判明した。

【事例2】

土木工事業者らを労働安全衛生法違反で書類送検

中央労働基準監督署は、建設業者及び同社の現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、平成25年10月3日、東京地方検察庁に書類送検した。

< 事件の概要 >

平成25年5月31日、東京都中央区内の下水道工事現場において、車両積載型トラッククレーンを操作し、吊り上げた荷を水平方向に移動させたところ、当該トラッククレーンが横転し、労働者1名が、荷の下敷きとなり、手と足を骨折する労災事故が発生した。

捜査の結果、当該トラッククレーンを操作する際には、転倒を防止するため、アウトリガー(クレーン作業時に機体を水平に支え安定性を増すため備えられた装置)を最大限に張り出さなければならなかったのに、当該措置を講じていなかったことが判明した。

【事例3】

工事現場の墜落死亡災害で書類送検

亀戸労働基準監督署は、下請業者及び同社の職長を労働安全衛生法違反容疑で、平成25年10月31日、東京地方検察庁へ書類送検した。

< 事件の概要 >

東京都江東区内の清掃工場焼却炉補修等工事現場において、平成25年1月10日、現場の下請業者が労働者に廃熱ボイラー内部の清掃作業を行わせるにあたり、当該労働者が現場に設けられた架設通路から約3メートル下のスクリーコンベアに墜落してスクリーに巻き込まれ、同日に死亡した。

捜査の結果、被疑者は、墜落のおそれのある箇所に手すり等の設備を設けずに架設通路を労働者に使用させて作業を行わせていたことが判明した。

【事例 4】

労災かくしではつり工事業者を書類送検

王子労働基準監督署は、建設業者と同社取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、平成 25 年 11 月 19 日、東京地方検察庁に書類送検した。

< 事件の概要 >

平成 23 年 8 月 5 日、東京都北区内のマンション新築工事現場において、現場打ちで基礎杭のはつり工事を行っていたところ、労働者 A の皮手袋が、同僚が持っていた削岩機のロッドに巻き込まれ、右示指を骨折する労働災害が発生した。

同社取締役は、A が本災害により 4 日以上休業をしているにもかかわらず、所轄である王子労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかったもの。

本件は、災害の補償を受けられないとして、被災労働者 A が元請の建設業者に訴えたことにより発覚した。